

四国中央市人権尊重のまちづくり条例

平成16年7月6日

条例第191号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であることは世界人権宣言にうたわれている。また、日本国憲法では、基本的人権の享有と法の下での平等が保障されている。このような理念の実現に向けて、これまで多くの努力が払われてきた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な人権侵害が存在しており、また、社会情勢の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じている。

これらの課題が克服され、すべての人の人権が尊重されるためには、人権が特別なものとするのではなく、当たり前のこととしてお互いの存在を尊重し認め合い、人権の理念を普遍的な文化とする社会を築かなければならない。

私たちは、こうした人権文化を創造し、育むまちづくりを進めるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等あらゆる人権問題解決のため、市の施策の基本となる事項を定め、すべての人の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、これを積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互の人権を尊重しなければならない。

(推進体制の充実)

第4条 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権施策推進協議会)

第5条 人権施策の推進に関する重要事項について協議するため、四国中央市人権施策推進協議会を置く。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。